

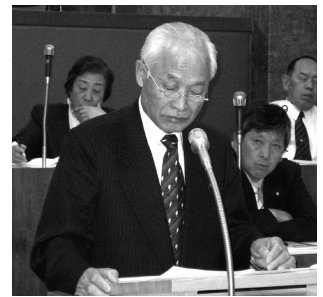
Q. 農業生産法人の導入を検討しては

Q. 教育行政執行方針にある開かれた学校づくりとは

居を義務づけているが、自動車保有率、携帯電話等の普及を考慮すると、より柔軟な対応を考える時期では。

教育長 学校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督し、学校運営を遂行する職務を担っており、教頭は学校長を補佐し、学校運営全般の推進と調整、校舎管理業務などを担当する職務を担っている。この職務の円滑な執行や危機管理面の迅速対応のため、学校区域内に生活の拠点を設けることは必要な措置である。

学校運営は地域住民の理解や協力が必要であり、管理職が地域に住み、地域行事への参加等による住民とのコミュニケーション・シヨン醸成は、より大事な時代である。管理職以外の先生方にも可能な限り本町に住んでいただき地域との接点を強くしていただけるようお願いしている。今後も教職員住宅の維持管理には万全を期していく。



後木 幸里 議員

農業生産法人の導入を検討しては

質問 ピンネ農協から、10年後には2,000戸に及ぶ農地の担い手がいなくなるとのデータが示された。農業対策は急を要し、農業生産法人などの導入が考えられるが、どのような対策を考えているのか。

町長 農協が示した数値は、地域農業振興計画の中で、55歳以上で後継者のいない農家の所有面積として、平成21年1月の数値を公表したもので、本町関係分は215件、1,580戸となっている。

今、国会において「農地改革プラン」が提案されており、農地法の改正や農業経営基盤

強化促進法の改正が含まれている。農地法の改正点は、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限の見直しなどの規制緩和である。

本町の風土として農業生産法人が育ちにくい面があったが、今後の農業振興政策の1つの選択肢となることと思う。農業に誇りと自信を持ち、他産業にも勝る収益をもたらす農業の確立が後継者確保に重要な要素となる。農業後継者が確保されれば、担い手の問題、農地の荒廃も解決される。したがって、担い手を育成する組織の検討も必要となる。

農業経営基盤強化促進法の改正は、市町村、市町村公社、農業協同組合などが農地所有者の委託を受け農地の貸付けを行うことができる、条件付きで農業生産法人以外の法人も参加できる。農業協同組合自らが農地の貸借により農業経営の事業が可能となることから、決定されると今後の農業政策に様々な手法が活用出来ることになるので、農業生産法人の導入を含め、どの手

法が本町に適用するのかを関係機関と十分に協議し判断していく。

開かれた学校づくりとは

質問 教育行政執行方針にある開かれた学校づくりの具体的方策を伺いたい。

教育長 児童・生徒のいない家庭の人たちにも学校教育の現状や学びの実態に触れてもらうべく、「地域参加日」等を実施している。今後、これまでに以上に学校教育に地域の人材の活用や交流機会の充実に努めたい。さらに、学校が学習情報や文化活動の発信機能を充実できるように時間をかけて検討していく。